

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県邑智郡桜江町

2 構造改革特別区域の名称

桜江^{まくらえ}農業特区

3 構造改革特別区域の範囲

島根県邑智郡桜江町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町は島根県のほぼ中央部、中国山地の北斜面に位置し、邑智郡の最西部にあって海に面していない内陸部にある。面積は 110.10 km² で、その 87.8%が林野によって占められている。

人口は、昭和 40 年には 6,602 人(国勢調査)であったが 35 年後の平成 12 年には 3,587 人(国勢調査) 世帯数は 1,892 世帯から 1,295 世帯と大幅に減少している。人口構成については年少人口及び生産年齢人口が減少するのに反して高齢者人口が増加している状況にあり、高齢化率は 37.7% (平成 12 年国勢調査)となっている。

本町の農家戸数は平成 12 年現在農林業センサスでは 548 戸、従事者数 1,263 人、高齢化率が 48.9%、さらに販売農家の就業人口に対する高齢化率は 70.2%と国勢調査以上に高齢化が進んでいる。

また、経営耕地面積は農林業センサスでは昭和 55 年には 417ha であったが平成 12 年には 237ha と 20 年間で 56.8%にまで減少しており、一方、遊休農地の状況は、耕作放棄地と不作付地の合計が昭和 55 年は 39ha、10 年後の平成 2 年には 45ha、20 年後の平成 12 年には 51ha と経営耕地面積が減少するのに反して増加している。

さらに、島根県農林水産統計によると農業祖生産額は昭和 56 年には 6 億 4 千万円、平成 13 年には 3 億 2 千万円、1 農家農業所得は昭和 56 年には 34 万円、平成 13 年には 16 万円と 20 年間にいずれも半減している。

そして、販売農家の構成は、専業農家が 21.3%、第 1 種兼業農家が 5.2%、第 2 種兼業農家が 73.4% (平成 12 年国勢調査)であり農業のみでは経営が成り立たないことを証明している。

また、建設業への就業者は町全体の 19.0% (平成 12 年国勢調査)で、近年の公共事業の減少等により余剰労働力の他方面への進出を模索している状況にある。

本町の基幹産業である農業は依然水稻中心であるが近年米価の下落、従事者の高齢化等により作付面積、粗生産額とも減少しており、野菜、葉タバコ、茶等の畑作物についても同様に減少している状況にあり耕作放棄地や遊休農地の増加が続いている。

このような状況の中、県及び町では認定農業者及び集落営農組織の農業経営基盤の強化

を図るとともに、新たな担い手の確保に努力しているが決定的な方策がなく担い手不足は解消できていない。

また、8年前から遊休桑園を利用して桑茶の生産・加工・販売に至るまでの一連の作業を開始した農業生産法人(有)桜江町桑茶生産組合は、遊休農地と遊休桑園の解消と雇用の創出には効果を上げているが1企業では限界があり、遊休農地の増加に歯止めがかからない状況にある。

5 構造改革特別区域計画の意義

このように、本町の農業経営は高齢化、担い手不足等により行き詰まっており今後新たな担い手を創出していく必要がある。特例措置の適用により農業生産法人以外の法人が農業に参入し農業経営を行って行くことは、担い手の確保とあわせ農地の有効利用、耕作放棄地及び遊休農地の有効活用につながると共に地域の活性化につながるものである。

特に、既存の企業は優れた経営感覚を持ち、コストダウンに努めており、その中でも建設関係企業は荒廃農地等の再生を行う場合において、培った土木作業のノウハウを活かし、効率的な再生が行われるものである。

また、多角的な視野をもつ異業種からの参入は、既存の農業の概念を覆す可能性も充分含んでおり今後の農業経営に大きな影響を与えるものである。

町内には農産物加工施設が稼動中であり、本町の特産品であるゴボウを中心に加工品の製造販売を行っている。町内外からの加工品の需要があるものの、町内産のごぼうの不足により町外からの原料調達が増えており、原料の生産増加を促進するためにも有効である。

同様に地産・地消が推進され町内にも直販所が開設されているが、利用者の増加に伴い、需要に対する供給が追いつかない作物も多く安定的に供給する生産者を創出することで消費者のさらなる定着に繋がるものである。

さらに、近年「機能性食品」、「健康食品」への関心が高まっており、(有)桜江町桑茶生産組合では「機能性食品」の付加価値のアップとして有機栽培農産物の生産から加工品開発、販売を行っている。しかし、原料の確保が自社のみでは難しくなっており、原料生産の観点からも生産者の確保が必要であり、参入企業との事業提携も可能で相互の事業拡大につながるものである。

そして、参入企業は有機栽培を中心としての生産を目指しており、この栽培方法は地域全体の協力が必要であり、隣接農家への介入も当然されることとなり地域全体さらに農作物全体への有機栽培の普及が期待されている。そのことにより町全体の農産物のブランド化が図られ、「安全で安心な農作物」を求めている消費者ニーズに応えることも出来、農業振興につながるものと期待される。

この地域計画を実行し、建設企業等の労働力を活用しての農業の新たな担い手を創出することは今後の中山間地域の農業に大きな改革をもたらす将来の地域農業のみならず地域形成に大きく影響するものと期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

安全、安心な農作物の供給、地域農業の振興及び地域の活性化を図るため構造改革特別

区域の特例措置を適用することにより参入企業による遊休農地の有効活用を行うことを目標とする。

具体的には、

- (1) 農地の有効利用及び荒廃・遊休農地の解消を図るため企業の農業への参入を認め農業の担い手として位置付け、企業、行政、住民が一体となって農業を振興することにより、農地の持つ多面的機能の維持と、地域及び農業の活性化を図る。
- (2) 消費者に対して、生産者の顔が見える安全、安心な農産物を供給するため減農薬もしくは、有機栽培農産物の生産を目指す。
- (3) 農業の企業化により、雇用や生産額を生み出すため、地域内で農産物加工施設等と連携しながら、農産物の生産・加工・販売による農業の6次産業化を図る。
- (4) 地域に根ざした企業が農業経営を行うことにより、外部からの雇用のみならず、地元の様々な人材を雇用、活用することができる。また、繁忙期にはパート雇用の拡大が図られることでU・Iターン者等の定住の促進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 現在粗放的に生産又は放置されている農地を初年度7ha、5年後には18ha再生する計画で、それに伴う農地の秩序ある農業生産活動が行われることにより地域農業の再生と魅力のある中山間地域の農山村風景を取り戻すことができ、失われつつある地域文化の継承につながる。

また、本町は河川が多く農地の持つ多面的機能の維持をすることにより、洪水の予防、土砂の流出防止に効果がある。

- (2) 現在農業生産法人、集落営農組織での雇用は常勤、臨時を含め42名であるが、参入企業の農業従事者確保のため、1企業あたりU・Iターン者や地元住民を含め5名程度の雇用の増加が見込まれ、5年後には2社の参入を計画しており、事業規模の拡大等も併せ新たに15名程度の雇用の増加が見込まれる。

また、このことにより地域の振興が図られるものである。

- (3) 企業、農業者、農業生産法人、農産加工施設、農産物直売所等との連携で、情報、技術、流通等の共有ができコストダウンが望めるため、それぞれ安定した経営が図られるようになり、事業規模拡大つながるものである。

中でも農産加工施設においては、原料のゴボウの町内での調達は今加工量の3分の1の40tにしか達しておらず5年後には80t以上を目標とし、現在町外からの仕入れ時の流通経費が約100円/10kgであり、町内で40t生産することで約40万円(現在全流通経費約170万円)の経費の削減が見込まれる。

また、農産物直売所においても、販売物の増量が見込まれ現在の1千万円から5年後には2千万円の売上が見込まれる。

- (4) 有機栽培による農産物への期待は年々高まっており栽培技術の確立は区域内のみならず全国に波及することが見込まれ、また、有機栽培農産物を利用した機能性食品の開発、販売は本町の主要産業となるものである。

特に現在研究中の有機栽培による稲若葉、ムギ若葉の栽培面積を5年後には40haを計画しており、それに伴う製品の販売額は8千万円と見込まれる。

また、このことは今後の水田利用にも影響を与えるものと思われる。

- (5) 現在町内各地で農業を通しての都市との体験交流が推進されており、平成15年は約200人の交流があり今後の有機栽培の普及により様々な農業体験の企画が出てくると思われ250名程度の交流者の増加が見込まれる。このことにより地域の活性化が図られるものである。

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(1001)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特定事業を円滑に推進し事業効果を最大限に発揮するため、特定主体は県及び町と連絡を密に取り事業を推進すると共に、県及び町は関連する以下の事業の導入を図る。

1 参入意向企業調査研究支援事業(県単事業)

参入前の企業が参入にあたって行う調査、研究を支援することによって、農業分野における情報量の不足や、技術面における不安を払拭し、参入しやすい環境を整備する。

2 企業参入促進モデル事業(県単事業)

特定主体が直接参入する際に必要な施設や機械整備に対して支援を行うことによって、地域農業・経済活性化への貢献など、今後の企業参入のモデルとなる企業を確保する。

3 企業参入促進資金(県単事業)

農外企業の農業への参入を一層促進するため、企業参入促進モデル事業に係る補助残等について融資機関が行う融資に対して、農業近代化資金と同様の利子補給を実施する。

4 桜江町農地流動化奨励金交付事業(町単事業)

農地の賃借権の設定を受けた者に奨励金の交付を行うことにより、農業経営の規模拡大農業の中核的担い手の育成・確保及び農地の有効利用を図り、農業構造の改善及び地域農業の振興に資する。

5 バーク堆肥等購入助成金交付事業(町単事業)

バーク堆肥、鶏糞堆肥、乳牛糞堆肥、豚糞堆肥、肥育牛糞堆肥などの有機質堆肥による土づくりを奨励し、有機農業を推進することにより、安全でおいしい農産物の桜江ブランド化を図るためバーク堆肥等の購入費の一部を助成する。

6 土壌改良剤購入助成金交付事業(町単事業)

作物の育成に適した土づくりを行う農業者に対し、土壌改良剤の購入費の一部を助成する。

別 紙

1 特定事業の名称

番 号：1001

特定事業の名称：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- 1 農地の貸付主体：桜江町、(財)しまね農業振興公社（農地保有合理化法人）
- 2 農地の借受主体：特定区域内で農業を行う農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始

特別区域計画認定の日から

4 特定事業の内容

- 1 事業に關与する主体
貸付及び借受主体は上記2に記載
当初参入予定法人：有限会社反田組
- 2 事業が行われる区域
島根県邑智郡桜江町の全域
- 3 事業の実施期間
上記3に記載の適用の開始日以降
- 4 事業により実現される行為
特定法人による農作物の生産、加工、販売
特定法人と他事業者による農産物及び加工品等の開発、販売

5 当該規制の特例措置の内容

桜江町の農業の状況は農家数が昭和55年の953戸から20年後の平成12年には548戸57%に減少し、農業従事者数も昭和55年の2,183人から平成12年には1,268人58%にまで減少している。しかしながら農家、農業従事者数が減少するのに反して65歳以上の農業従事者は昭和55年の563人から平成12年には621人と増加しており高齢化率は昭和55年の25.3%から平成12年には48.9%と農業従事者の半数近くが高齢者となっており担い手不足が深刻化している。(表1)

また、これに併ない経営耕地面積も昭和55年の417haから平成12年には237haと20年間に180ha減少しているにもかかわらず、耕作放棄地と不作付地の合計は昭和55年の39haから平成12年の51haと20年間に12ha増加している。平成12年の耕作放棄地は23ha(8.8%)、不作付地28ha(11.8%)であり合計51ha(19.6%)が耕作されていない状況にある。(表2)

このようなことから農業粗生産額、農業所得は昭和56年の6億4千万円、農家あたり農業所得も34万円から平成13年には3億2千万円農家あたり農業所得16万円と半減している。(表3)

このような状況の中で本町としては様々な施策を講じ、また新たな担い手として農業生産法人2組織、集落営農組織1組織を設立して遊休農地の解消を促進してきた。

しかし、これまでの施策や本町が担い手として位置付けている農業生産法人2組織、集落営農組織1組織、認定農業者3経営体及び中核農家19戸だけでは農地の遊休・荒廃化にも歯止めがかからず、農地の有効的な活用が望めない状況にある。

今後もこのような状況が続くことが予想され、担い手の確保及び遊休農地の解消などの改善は望めないため、農業生産法人以外の法人による農業参入を行い初年度は遊休化又は遊休化しつつある畑7.2ha(耕作1.2ha、土壌改良等6ha)を5年後には他の企業の参入を図り約18haを活用する計画である。

さらに将来にわたってはすでにある耕作放棄地の有効活用と保全、そしてそれらの持つ多面的機能の維持を図るために特例措置が必要である。

また、企業の参入による効果は、農業のみに留まらず雇用の促進、地域の活性化にもつながるため特例措置が必要である。

表1 桜江町の農業従事者及び65歳以上の農業従事者の推移

	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年
農家数	953戸	730戸	662戸	548戸
農業従事者数	2,183人	1,698人	1,518人	1,268人
上記の内65歳以上	563人	584人	672人	621人
高齢化率	25.8%	34.3%	44.2%	48.9%

(農林業センサス)

表2 桜江町の耕作放棄地等面積の推移

	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年
経営耕地面積	417ha	318ha	274ha	237ha
耕作放棄地面積	21ha	24ha	26ha	23ha
耕作放棄率	4.8%	7.0%	8.7%	8.8%
耕作放棄地及び不作付地面積	39ha	45ha	35ha	51ha
経営耕地面積に対する上記比率	8.9%	13.1%	11.6%	19.6%

(農林業センサス)

表3 桜江町の農業粗生産額の推移

	昭和56年	平成3年	平成8年	平成13年
農業粗生産額	644,000千円	484,000千円	354,000千円	327,000千円
減少額(対56)		160,000千円	290,000千円	317,000千円
生産額率(対56)		75.1%	55.0%	50.7%
減少額(対前回)		160,000千円	130,000千円	27,000千円
生産額率(対前回)		75.1%	73.1%	92.4%
10a当り粗生産額	127千円	124千円	115千円	110千円
1農家農業所得	341千円	245千円	230千円	166千円

(島根県農林水産統計年報)

参考 桜江町の人口の推移

	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	4,521人	4,028人	3,782人	3,587人
上記の内65歳以上	944人	1,186人	1,311人	1,354人
高齢化率	20.9%	29.4%	34.7%	37.7%

(国勢調査)